

令和3年米子市議会3月定例会議案

令和3年3月3日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
4	功労者の表彰について	総務管財	功労者 16人
5	令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第15回）	財 政	明細別紙
6	米子市伯仙財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定について	総務管財	<p>米子市伯仙財産区管理委員の任期に関し、補欠の委員の取扱いの定めがないため委員の改選の時期が分かれている現状を見直し、委員の改選の時期の統一を図るため、改正しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>1 米子市伯仙財産区管理委員の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとする。</p> <p>2 この条例の施行日から令和6年7月7日までの間に選任される委員の任期は、当該選任の日から令和6年7月7日までとする任期の特例を設けることとする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日</p>
7	米子市体育施設条例等の一部を改正する条例の制定について	総務管財	<p>体育施設の指定管理の実施方式の変更に伴い、各体育施設の使用許可を市民体育館の指定管理者が一括して行っていた取扱いを改めるほか、公の施設の指定管理者による管理業務の在り方に応じた所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>1 米子市体育施設条例の一部改正関係</p> <p>体育施設の使用許可等を行うことができる指定管理者を次のように改めることとする。</p> <p>(1) 体育施設（皆生市民プールを除く。）</p>

【改正前】市民体育館の指定管理者

【改正後】当該体育施設の指定管理者

(2) 皆生市民プール

【改正前】皆生市民プールの指定管理者

【改正後】当該体育施設の指定管理者

2 米子国際会議場条例の一部改正関係

指定管理者に行わせることができる業務として、自主事業に関する内容を明記することとする。

3 米子市都市公園条例の一部改正関係

(1) 公園内体育施設の使用許可等を行うことができる指定管理者を次のように改めることとする。

【改正前】市民体育館の指定管理者

【改正後】当該公園内体育施設の指定管理者

(2) 公園内体育施設の指定管理者に行わせることができる業務として、自主事業に関する内容を明記することとする。

(3) 公園内体育施設の指定管理者の利用料金制について明記することとする。

4 米子市淀江温浴施設条例の一部改正関係

指定管理者に行わせることができる業務として、自主事業に関する内容を明記することとする。

5 米子市淀江農林産物直売施設条例の一部改正関係

指定管理者に行わせることができる業務として、自主事業に関する内容を明記することとする。

6 米子市歴史館条例の一部改正関係

指定管理者の利用料金制（保管資料に係るもの）について明記することとする。

7 米子市埋蔵文化財センター条例

指定管理者に保管資料の利用許可及びセンターにおける行為許可を行わせるとともに、利用料金制（保管資料に係るもの）をとることとする。

			<p>〔施行期日〕</p> <p>令和3年4月1日</p>
8	米子市被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例の制定について	防災安全	<p>被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象の拡大により、鳥取県被災者住宅再建等支援条例の対象とする支援金について見直しが行われたことに伴い、本市においても同様の見直しを行うため、改正しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>1 被災者住宅再建等支援金の対象事業のうち、半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入の対象者を、被災者生活再建支援法に基づく支援金（以下「国支援金」という。）の支給の対象とならない世帯の世帯主又は当該居宅の所有者とすることとする。</p> <p>2 被災者住宅再建等支援金の額を、国支援金の支給の対象となる場合には、当該額から国支援金の支給の対象となる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零）とすることとする。</p> <p>3 一部損壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入を被災者住宅再建等支援金の交付の対象とし、当該支援金の額を30万円とすることとする。</p> <p>〔施行期日等〕</p> <p>公布日施行、令和2年12月22日（鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例の施行日）から適用</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>1 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（令和2年法律第69号） 令和2年12月4日公布・施行</p> <p>2 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第64号） 令和2年12月22日公布・施行</p>

<p>9</p>	<p>米子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>	<p>職員</p>	<p>本市職員の防疫等業務手当について、国家公務員の例に準じ、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等業務に従事した場合の特例を設けるとともに、従前の防疫等業務手当の支給額等の見直しを行うため、改正しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>1 防疫等業務手当の特例として、職員が、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う業務又はこれに準ずる業務であって、市長が定めるもの（2において単に「業務」という。）に従事したときは、防疫等業務手当を支給することとし、この場合には、第3条の規定（当該特例以外の防疫等業務手当に係る規定）は適用しないこととする。</p> <p>2 1の特例における防疫等業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、1,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う業務に長時間にわたり従事した場合には、1,500円）とすることとする。</p> <p>3 従前の防疫等業務手当について、次のとおり見直しを行うこととする。</p> <p>【改正前】</p> <p>(1) 対象とする感染症 ⇒感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項・第3項・第4項・第8項・第9項 手当の額⇒業務1回につき1,000円</p> <p>(2) (1)により当該感染症に感染し、治療を受ける必要が生じた職員⇒給料月額1か月分以内</p> <p>【改正後】</p> <p>(1) 対象とする感染症 ⇒感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項・第3項・第4項・第7項・第8項・第9項 手当の額⇒1日につき290円</p> <p>(2) 廃止</p>
----------	--	-----------	--

			<p>〔施行期日等〕</p> <p>公布日施行、同日以後に当該業務に従事した職員に係る防疫等業務手当又は防疫等業務手当の特例について適用</p>
10	米子市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	固定資産評価審査委員会	<p>行政不服審査法施行令の一部改正により審査請求人の押印が不要とされたことに準じ、本市の固定資産評価審査委員会への審査申出人等の押印を不要とするため、改正しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>次の押印を不要とすることとする。</p> <p>(1) 審査申出書への審査申出人の押印</p> <p>(2) 口頭審理において関係者（審査申出人及び市長を除く。）が口述書を提出する場合の当該提出者の口述書への押印</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日</p> <p>〔関係法令及び関係条項〕</p> <p>1 押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令（令和3年政令第29号）</p> <p>令和3年2月15日公布・施行（一部令和3年4月1日施行）</p> <p>2 地方税法（昭和25年法律第226号）第436条第1項</p>
11	米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	保 険	<p>税制改正において長期譲渡所得に関する特別控除が設けられたことを受けた国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>1 保険料の基礎賦課額の所得割の算定に係る長期譲渡所得控除に係る規定に、税制改正により創設された特別控除を加えることとする。</p> <p>2 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、「新型コロナウイルス感染</p>

			<p>症」の用語に係る所要の整備を行うこととする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>1 健康保険法施行令等の一部を改正する政令 (令和2年政令第381号) 令和2年12月24日公布 令和3年1月1日(一部同年4月1日)施行</p> <p>2 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号) 令和3年2月3日公布 公布の日から起算して10日を経過した日(令和3年2月13日)(一部同年4月1日)施行</p>
1 2	米子市大規模再生可能エネルギー発電設備の設置の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定について	固定資産税 環境政策	<p>「米子市大規模再生可能エネルギー発電設備の設置の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」の適用となる固定資産の取得期限(令和3年3月31日)の到来に際し、条例の目的を一定程度果たしたと認められることから、これを廃止しようとするもの</p> <p>〔制定内容〕</p> <p>1 「米子市大規模再生可能エネルギー発電設備の設置の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」は、廃止することとする。</p> <p>2 廃止前の条例(3において「旧条例」という。)の規定により固定資産税の課税免除を受けた固定資産に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例によることとする。</p> <p>3 大規模再生可能エネルギー発電設備の用に供するために令和3年3月31日までに新たに取得し、又はその設置に係る工事に着手した償却資産(2に該当するものを除く。)並びに当該償却資産のほか、当該大規模再生可能エネルギー発電設備の稼働又は維持管理のため直接必要と市長が認める償却資産及び家屋(2に該当するものを除く。)については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおそ</p>

			<p>の効力を有することとする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>令和3年4月1日</p>
13	米子市一般廃棄物処理施設整備負担金基金条例の制定について	クリーン推進	<p>鳥取県西部広域行政管理組合が実施する一般廃棄物処理施設の整備事業に対し本市が支出する負担金の財源に充てるため、米子市一般廃棄物処理施設整備負担金基金を設置することとし、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるため制定しようとするもの</p> <p>〔主な制定内容〕</p> <p>一般廃棄物処理施設整備負担金基金に関し、次に掲げる事項を定めることとする。</p> <p>(1) 設置目的</p> <p>(2) 積立て及び管理</p> <p>(3) 運用</p> <p>(4) 処分</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>令和3年4月1日</p>
14	米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	長寿社会	<p>令和3年度から令和5年度までを期間とする第8期介護保険事業計画の策定に伴い、当該期間における第1号被保険者の保険料率を現行の率で据え置くこととするほか、地方税法及び介護保険法施行令の一部改正に伴う所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>1 現行（令和2年度）における第1号被保険者の保険料率を、令和3年度から令和5年までの各年度における当該保険料率とすることとする。</p> <p>2 所得控除に係る税制改正に伴う不利益が生じないように見直しを行う介護保険法施行令の一部改正の内容に準じ、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例を設けることとする。</p>

			<p>3 税制改正において、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除が創設されたことに伴う所要の整備を行うこととする。</p> <p>4 地方税法における延滞金の割合の特例規定における用語の整備に準じ、所要の整備を行うこととする。</p> <p>[施行期日]</p> <p>令和3年4月1日（ただし、上記4は、公布の日）</p> <p>[関係法令及び関係条項]</p> <p>1 介護保険法（平成9年法律第123号）第129条</p> <p>2 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号） 令和2年12月24日公布・令和3年1月1日施行（一部施行日別途（本件関係部分は、令和3年4月1日施行））</p> <p>3 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号） 令和2年3月31日公布・同年4月1日施行（一部施行日別途（本件関係部分は、令和3年1月1日施行））</p>
15	米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	長寿社会	<p>国における令和3年度介護報酬改定に向けた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、本市が定める介護サービス関係基準条例に関し、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>[改正する条例]</p> <p>この条例で一括して改正する条例は、次のとおり。</p> <p>(1) 米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>(2) 米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>(3) 米子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>(4) 米子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例</p>

[主な改正内容]

1 全サービス共通

- (1) 感染症対策の強化（3年間経過措置）
- (2) 業務継続に向けた取組の強化（3年間経過措置）
- (3) ハラスメント対策の強化
- (4) 会議や多職種連携におけるICTの活用
- (5) 利用者への説明・同意等に係る見直し
- (6) 記録の保存等に係る見直し
- (7) 運営規程等の掲示に係る見直し
- (8) 高齢者虐待防止の推進（3年間経過措置）
- (9) CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

CHASE・・・Care、Health、Status、Eventsの頭文字を組み合わせた言葉。CareとHealthは介護のサービスを意味し、Statusは利用者の状態、Eventsは利用者の情報を意味する。

VISIT・・・通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ

2 サービス個別

- (1) オペレーターの配置基準等の緩和
- (2) サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
- (3) 管理者の配置基準の緩和
- (4) 地域と連携した災害への対応の強化
- (5) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け（3年間経過措置）
- (6) 人員配置基準の見直し
- (7) 質の高いケアマネジメントの推進
- (8) 生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応
- (9) 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保
- (10) 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し
- (11) 外部評価に係る運営推進会議の活用
- (12) 計画作成担当者の配置基準の緩和
- (13) 口腔衛生管理の強化（3年間経過措置）
- (14) 栄養ケア・マネジメントの充実（3年間経過措置）
- (15) 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し
- (16) リスクマネジメントの強化（6か月間経過措置）

[施行期日]

令和3年4月1日（ただし、上記2(7)は、同年10月1日）

			<p>〔関係法令〕</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (令和3年厚生労働省令第9号)</p> <p>令和3年1月25日公布・同年4月1日(一部同年10月1日)施行</p>
16	米子市新型コロナウイルス感染症対応融資利子補給基金条例の制定について	商 工	<p>新型コロナウイルス感染症のまん延による深刻な影響を受けた市内の中小企業者の経営の維持及び安定に資するための利子補給事業に充てるため、米子市新型コロナウイルス感染症対応融資利子補給基金を設置することとし、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるため制定しようとするもの</p> <p>〔主な制定内容〕</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応融資利子補給基金に関し、次に掲げる事項を定めることとする。</p> <p>(1) 設置目的</p> <p>(2) 積立て及び管理</p> <p>(3) 運用</p> <p>(4) 処分</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日</p>
17	米子市建築物等の適切な管理に関する条例の制定について	建築相談	<p>適切な管理が行われていない建築物やブロック塀が市民の生命、身体又は財産に重大な危険を及ぼすおそれがあることに鑑み、建築基準法に定めるもののほか、建築物等に係る緊急安全措置を可能とするほか、ブロック塀の適切な管理が行われるために必要な事項について定め、これらの危険を未然に防止し、もって市民の安全を確保することを目的として制定しようとするもの</p> <p>〔主な制定内容〕</p> <p>1 建築物及びブロック塀の倒壊等による重大な危害を防ぐため緊急の必要があると認める場合における緊急安全措置に関すること。</p>

			<p>2 ブロック塀の適切な管理が行われていない場合にその所有者等に対し市長がとる措置に関すること。</p> <p>(調査・助言又は指導・勧告・命令)</p> <p>3 ブロック塀に係る行政代執行法に基づく市長による措置の実施に関すること。</p> <p>[この条例における定義]</p> <p>※建築物 建築基準法第2条第1号に規定する建築物（空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する空家等をいう。）であるものを除く。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p> <p>※ブロック塀 補強コンクリートブロック造の塀及び組積造の塀（建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当するものを除く。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p> <p>[施行期日] 公布の日から起算して3か月を経過した日（一部公布の日）</p> <p>[関係法令] 建築基準法（昭和25年法律第201号）</p>
18	米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	建築相談	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正を機に、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の適正化を図るため、改正しようとするもの</p> <p>[主な改正内容] 新たに建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる非住宅部分の床面積が300㎡以上2,000㎡未満の特定建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料について、次のとおり見直しを行うこととする。</p>

	床面積	手数料（円） （ ）は簡易評価法の場合	
		工場等でない 非住宅部分	工場等である 非住宅部分
改正前	300㎡以上 2,000㎡未満	346,000 (137,000)	40,000 (35,000)
改正後	300㎡以上 1,000㎡未満	268,000 (104,000)	29,000 (25,000)
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	346,000 (137,000)	40,000 (35,000)

〔施行期日等〕

令和3年4月1日施行、同日以後に申請のあった当該事務に係る手数料について適用

〔関係法令〕

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）

令和元年5月17日公布・公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日施行（一部施行日別途）。本件に係る部分は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（令和3年4月1日）施行

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第266号）

令和2年9月4日公布 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和3年4月1日）施行

19

米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

住宅政策

市営住宅に入居することができる者で特に居住の安定を図る必要があるもの（単身入居有資格者）の対象範囲を一部拡大するため、改正しようとするもの

〔改正内容〕

市営住宅に入居することができる者で特に居住の安定を図る必要がある者（単身入居有資格者）とされているDV（ドメスティック・バイオレンス）被害者関係について、次のとおり対象範囲を拡大することとする。

- (1) 生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にあ

			<p>る相手からの暴力を受けた者を対象範囲に加えることとする。</p> <p>(2) これまで、配偶者等からの暴力を受け、裁判所の保護命令発効日等から起算して5年を経過していない場合を対象としていたところ、当該5年を経過した後においても配偶者等からの暴力による被害が引き続き発生していると認められる場合には、対象とすることとする。</p> <p>〔施行期日〕 公布の日</p> <p>〔関係法令〕 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号） 平成25年7月3日公布・公布の日から起算して6か月を経過した日（平成26年1月3日）施行</p>
20	米子市営湊山庭球場及び米子市営日野川堰運動広場の指定管理者の指定について	スポーツ振興	<p>米子市営湊山庭球場及び米子市営日野川堰運動広場の指定管理者を次のとおり指定しようとするもの</p> <p>指定管理者に指定する者 米子市米原一丁目8番13号 特定非営利活動法人ever green 理事長 川添北斗</p> <p>指定の期間 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで</p>
21	米子市営大和公園運動広場の指定管理者の指定について	スポーツ振興	<p>米子市営大和公園運動広場の指定管理者を次のとおり指定しようとするもの</p> <p>指定管理者に指定する者 米子市熊党494番地4 株式会社ジェネシス 代表取締役 奥田隆幸</p> <p>指定の期間 令和3年4月1日から</p>

			令和8年3月31日まで
22	米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者の指定について	都市整備	<p>米子市都市公園（東山公園、河崎公園、日野川桜づつみ公園、大和公園及び米子水鳥公園を除く。）のうち、内浜区域の109施設の指定管理者を次のとおり指定しようとするもの</p> <p>指定管理者に指定する者</p> <p>米子市二本木1088番地1</p> <p>YONAGOパブリックパーク・パートナーズ共同事業体</p> <p>代表者 株式会社 辻工務店</p> <p>代表取締役 辻 一郎</p> <p>指定の期間</p> <p>令和3年4月1日から</p> <p>令和8年3月31日まで</p>
23	事業契約の締結について	調査	<p>次のとおり事業契約を締結しようとするもの</p> <p>事業名 鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業</p> <p>相手方 がいなSSJパートナーズ株式会社</p> <p>契約金額 6億4,442万4,355円</p> <p>契約期間 契約の締結の日から令和15年3月31日まで</p> <p>事業概要 米子市役所糶町庁舎の整備及び令和14年度末までの間の維持管理を、鳥取県における鳥取県西部総合事務所新棟の整備及び同期間の維持管理との共同のPFI事業として実施するもの</p>
24	市道の路線の認定について	建設企画	「陽田町5号線」ほか18路線を新たな市道として認定しようとするもの
25	市道の路線の変更について	建設企画	市道「青木団地西1号線」ほか1路線の終点を変更しようとするもの
26	令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第16回）	財政	明細別紙

27	令和2年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算（補正第3回）	財 政	明細別紙
28	令和2年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第2回）	財 政	明細別紙
29	令和2年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第3回）	財 政	明細別紙
30	令和2年度米子市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第2回）	財 政	明細別紙
31	令和2年度米子市米子インター周辺工業用地整備事業特別会計補正予算（補正第1回）	財 政	明細別紙
32	令和2年度米子市水道事業会計補正予算（補正第2回）	水 道 局	明細別紙
33	令和2年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第2回）	下水道企画	明細別紙
34	令和3年度米子市一般会計予算	財 政	明細別紙
35	令和3年度米子市国民健康保険事業特別会計予算	財 政	明細別紙
36	令和3年度米子市土地取得事業特別会計予算	財 政	明細別紙
37	令和3年度米子市駐車場事業特別会計予算	財 政	明細別紙
38	令和3年度米子市市営墓地事業特別会計予算	財 政	明細別紙
39	令和3年度米子市介護保険事業特別会計予算	財 政	明細別紙
40	令和3年度米子市後期高齢者医療特別会計予算	財 政	明細別紙

4 1	令和3年度米子市米子インター 周辺工業用地整備事業特別会計 予算	財 政	明細別紙
4 2	令和3年度米子市水道事業会計 予算	水 道 局	明細別紙
4 3	令和3年度米子市工業用水道事 業会計予算	水 道 局	明細別紙
4 4	令和3年度米子市下水道事業会 計予算	下水道企 画	明細別紙

(追加予定議案)

	工事請負契約の締結について	子育て支 援	工事名 淀江・宇田川こども園（仮称）新築建 築主体工事
	財産の取得について	子育て支 援	淀江・宇田川こども園（仮称）厨房機器
	監査委員の選任について	職 員	任期満了によるもの 1人
	公平委員会委員の選任について	職 員	任期満了によるもの 1人
	人権擁護委員候補者の推薦につ いて	人権政策	任期満了によるもの 1人